省　令

○厚生労働省令第三十号

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月十三日

厚生労働大臣　小宮山洋子

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令

（介護保険法施行規則の一部改正）

第一条　介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百三十一条の三―第百三十一条の十四」を「第百三十一条の二の二―第百三十一条の十五」に改める。

第十七条の九の次に次の一条を加える。

（法第八条第二十二項の厚生労働省令で定めるサービス）

第十七条の十　法第八条第二十二項の厚生労働省令で定めるサービスは、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービスとする。

第六十四条第一号イからニまで以外の部分中「特定施設入居者生活介護」の下に「（利用期間を定めて行うものを除く。以下この条において同じ。）」を加え、同号ハ中「小規模多機能型居宅介護」の下に「又は複合型サービス」を、「第七十四条第一項」の下に「（指定地域密着型サービス基準第百八十二条において準用する場合を含む。）」を加える。

第六十五条の三各号列記以外の部分中「並びに第二項第二号及び第三号」を「及び第二項各号」に改め、同条に次の一号を加える。

六　複合型サービス　次に掲げる費用

イ　食事の提供に要する費用

ロ　宿泊に要する費用

ハ　おむつ代

ニ　その他複合型サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

第六十五条の三の次に次の一条を加える。

（法第四十二条の二第二項第一号の厚生労働省令で定める複合型サービス）

第六十五条の三の二　法第四十二条の二第二項第一号の厚生労働省令で定める複合型サービスは、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービスとする。

第六十五条の四第一号中「次号」を「第三号」に、「及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」を「（利用期間を定めて行うものを除く。第三号及び第四号において同じ。）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び複合型サービス」に改め、同条第二号中「小規模多機能型居宅介護」の下に「又は複合型サービス」を加える。

第六十六条中「短期入所療養介護」の下に「、特定施設入居者生活介護（利用期間を定めて行うものに限る。第六十九条第一項において同じ。）」を加え、「並びに夜間対応型訪問介護」を「並びに定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護」に、「及び認知症対応型共同生活介護（利用期間を定めて行うものに限る。第六十九条第一項において同じ。）」を「、認知症対応型共同生活介護（利用期間を定めて行うものに限る。第六十九条第一項において同じ。）、地域密着型特定施設入居者生活介護（利用期間を定めて行うものに限る。第六十九条第一項において同じ。）及び複合型サービス」に改める。

第六十九条第一項中「短期入所療養介護」の下に「、特定施設入居者生活介護」を加え、「及び認知症対応型共同生活介護」を「、認知症対応型共同生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護」に改める。

第七十一条第三項中「当該申請書に居宅サービス計画」の下に「又は特定福祉用具販売計画（指定居宅サービス等基準第二百十四条の二第一項に規定する特定福祉用具販売計画をいう。以下この項において同じ。）」を、「当該居宅サービス計画」の下に「又は特定福祉用具販売計画」を加える。

第九十条第三項中「当該申請書に介護予防サービス計画」の下に「又は特定介護予防福祉用具販売計画（指定介護予防サービス等基準第二百九十二条第一項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画をいう。以下この項において同じ。）」を、「当該介護予防サービス計画」の下に「又は特定介護予防福祉用具販売計画」を加える。

第百十四条第一項第五号の次に次の一号を加える。

五の二　利用者の推定数

第百十三条の九第二号中「及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」を「、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び複合型サービス」に改める。

第百十七条第一項第一号中「事業所」の下に「（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）」を加える。

第百二十六条の十一を第百二十六条の十三とし、第百二十六条の八から第百二十六条の十までを二条ずつ繰り下げ、第百二十六条の七の次に次の二条を加える。

（法第七十条第七項の厚生労働省令で定める地域密着型サービス）

第百二十六条の八　法第七十条第七項の厚生労働省令で定める地域密着型サービスは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスとする。

（法第七十条第七項の厚生労働省令で定める場合）

第百二十六条の九　法第七十条第七項の厚生労働省令で定める場合は、同項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護等事業所が当該市町村の区域にある場合及び当該市町村の長が同項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護等について公募指定（法第七十八条の十四第一項に規定する公募指定をいう。）に係る公募を行っている場合とする。

第四章第三節中第百三十一条の三の前に次の一条を加える。

（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者に係る指定の申請等）

第百三十一条の二の二　法第七十八条の二第一項の規定に基づき定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長（同項の規定に基づき指定を受けようとする地域密着型サービス事業を行う事業所の所在地の市町村以外の市町村（以下この条において「他の市町村」という。）の長から指定を受けようとする場合には、当該他の市町村の長。以下この節において同じ。）に提出しなければならない。ただし、法第七十八条の二第九項の規定により同条第四項第四号の規定が適用されない場合であって、他の市町村の長から指定を受けようとする者について、第四号から第十号までに掲げる事項の記載を要しないと当該他の市町村の長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。

一　事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称及び所在地

二　申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

三　当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四　申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五　事業所の平面図及び設備の概要

六　事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴

七　運営規程